**（様式２）**

**令和　年度スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート**

**[団体名：　愛媛県合気道連盟　]**

**[記載日：　令和５年３月３０日　]**

**【対応状況に係る自己評価】**

Ａ：対応している

Ｂ：一部対応している

Ｃ：対応できていない

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 対応状況 |
| **原則１ 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。** | |
| (1) 法人格を有する団体は，団体に適用される法令を遵守しているか。 |  |
| （ | |
| (2) 法人格を有しない団体は，団体としての実体を備え，団体の規約等を遵守しているか。 | Ｂ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　中連盟規約等を制定し、当連盟の役員及び会員は当該規約等を遵守している。  　連盟の専用口座を開設し、団体として活動のための財産を区分して管理・運営している。  （行政等からの助成金を受給しており、適正なガバナンスを確保する観点から、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）等、法人格の取得を検討する。） | |
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 | Ａ |
| 事業運営においては、適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を遵守している。 | |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 | Ａ |
| 規約に定める理事１０名、監事２名の役員体制を整えている。  　理事会、評議員会及び総会において計算書類及び事業報告の承認手続きを行うと  ともに、監事による監査等を通じて適切な団体運営に努めている。  　また、事業の必要に応じた各種専門委員会を設け、事業に精通した理事を配置することにより、組織の実情に見合った議論を行い、対応している。 | |

|  |  |
| --- | --- |
| **原則２ 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。** | |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 | Ａ |
| 基本方針を定め、事業計画書に記載のうえ、理事会及び総会に諮っている | |
| **原則３ 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。** | |
| (1) 役職員に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコン  プライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | Ｃ |
| 現在、役職員に対するコンプライアンス教育や研修は実施していない。今後、コンプライアンス教育や研修を実施する。  役職員に対し、コンプライアンス教育に関する資料を配布する予定である。 | |
| (2) 指導者，競技者等に対し，コンプライアンス教育を実施している  か，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | Ｃ |
| 現在、指導者及び競技者等に対するコンプライアンス教育や研修は実施していない。 | |
| **原則４ 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。** | |
| (1) 財務・経理の処理を適切に行い，公正な会計原則を遵守しているか。 | Ｂ |
| 本連盟の定める「連盟会計規程」に基づき、適切に会計処理を行っている。  財務、経理に関する規程を整備するとともに、公正かつ適切な会計処理を実施するための業務手順を整備している。 | |

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 国庫補助金等の利用に関し，適正な使用のために求められる法令，  ガイドライン等を遵守しているか。 | Ａ |
| 助成元における交付要綱等を遵守しながら、適切に処理している。 | |
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 | Ａ |
| ２名の監事を選任し、年１回の監査を実施している。 | |
| **原則５ 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに，組織運営に係る情報を積極的に開示することにより，組織運営の透明性の確保を図るべきである。** | |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 | Ｂ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　法令で定められている書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録等）を事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる体制を整えている。 | |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 | Ｃ |
| 連盟のホームページにおいて、上記資料を含め、役員名簿や各種事業の情報のを検討する。 | |

|  |  |
| --- | --- |
| **原則６ 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合，ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても，その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。** | |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF向け＞の規定があるか（ある場合は下欄に記述） | |
| 原則１から原則１３について | － |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　本協会（連盟）では、ガバナンスコード（ＮＦ向け）の個別規定については、各原則の内容を精査確認のうえ、カバナンスの確保が求められると判断する場合は、自己説明と公表を行う。 | |
| 原則２：適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべき  である。 | Ｂ |
| 次期役員改選（2023年３月）から、女性理事割合２０%以上の目標割合を設ける関係規程を整備しつつある。  　理事会については、現行の規程どおり８名以上１０名以内で構成する。 | |

※原則６については、中央競技団体の指導や助言により、自己説明と公表が必要と判断される項目について記載してください。特に、指導等がない場合は、記載の必要はありませんが、ガバナンスコード策定の趣旨から、自らに適用することが必要と考えられる項目を積極的に記載してください。